

# 大田区立東蒲中学校いじめ防止対策基本方針

大田区立東蒲中学校

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 組織等の設置

- (1) 本校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を置く。校長、副校長、各学年主任、生活指導部員（養護教諭、SC含む）がこれにあたる。
- (2) 重大事態が発生した場合には、区・教育委員会又は本校は、その事態に対処し、速やかに、組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## 3 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

### (1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識高揚のため、朝礼や学年集会、学級活動、道徳授業を通じて投げかける。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。道徳においていじめや人権に関する内容を扱う。
- ・児童・生徒がいじめ防止について主体的に考えるため、生徒会主催の「いじめ撲滅宣言」を推進する。生徒総会で決議し、実行にあたる。
- ・いじめに関する内容を校内研修等で扱い、OJT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネットによるいじめの防止のため、低学年次の早い段階でDVDや関係諸機関を利用した情報モラル啓発講習会を開く。
- ・家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

### (2) 早期発見

- ・児童・生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・大田区学校生活調査（6月、11月）、Q-Uや本校のいじめ意識アンケート調査（5月、2月）から教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童・生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を全教職員で共有化するため、いじめ問題報告用紙を用意し、記録をとるとともに、解決まで、解決後も様子を見ていく。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

### (3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、発見者はその日のうちに担任、学年主任または生活指導主任に報告し、組織として対応する。また、できる限りその日のうちに事実確認し、学年担当又は担任は双方の保護者に連絡する。生活指導主任、学年教員のいずれかは管理職へ連絡し、管理職は必要に応じて関係諸機関に連絡する。

- ・いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

#### (4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童・生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童・生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

#### 重大事態

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ①児童生徒が自殺を企図した場合      ②身体に重大な傷害を負った場合
  - ③金品等に重大な被害を被った場合      ④精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。】

#### 【1・2 に共通すること】

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

#### (5) 関係機関等と連携した取組の推進

- ・養護教諭その他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育センター、蒲田警察、大森少年センターその他の専門的知識を有する機関との連携を図る。
- ・児童相談所、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員、青少年育成団体などと連携し、及び放課後児童健全育成事業などとの関連を踏まえ、取組を推進する。